

水産養殖施設災害復旧事業

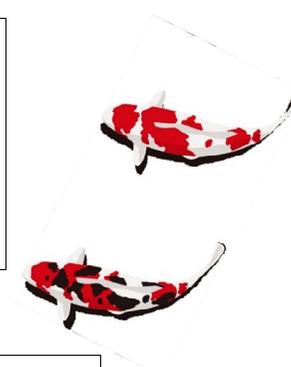
申請受付のお知らせ

(干ばつ被害を受けた養鯉池の漏水被害修復)

養鯉業者による干ばつ被害を受けた養鯉池の漏水被害修復に要する経費について助成します。

□補助対象要件

- ・錦鯉養殖の目的でたん水するために造成された池(農地を除く)であること
- ・池底面の亀裂の深さが20cm以上あり、水漏れが確認できること
- ・令和7年6月25日以降に着工したもので、令和7年6月から9月の干ばつによる施設被害の復旧事業であること
- ・外部に発注する工事であること(自社工事は対象外とします)



□補助率等

1/2以内、事業費上限額150万円 ※事業費が10万円以上を対象

□申請期間

令和7年11月4日(火)～12月1日(月) ※期間外の申請は受け付けませんのでご注意ください

□必要書類

申請書、位置図(対策範囲等がわかるもの)、見積書、着手前写真(ひび割れの深さ)、
工事中写真(復旧事業の状況)、完了写真、領収書、振込先口座の写し

□その他

申請を予定される場合は、状況を把握する必要があるため、
事前にご連絡をお願いします。

お問い合わせ

小千谷市農林課錦鯉戦略室 安達菜・大平直
TEL:83-3510